

## 令和4年由仁町議会第3回定例会 第1号

令和4年9月12日（月）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、令和3年度由仁町健全化判断比率の報告
  - 4、令和3年度由仁町資金不足比率の報告
  - 5、令和3年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 令和3年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 令和3年度由仁町水道事業会計決算の認定について
- 8 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
(公営住宅中央団地建設工事契約金額の変更について)
- 9 議案第 1号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 3号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について
- 12 議案第 4号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 5号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 6号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 15 議案第 7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 16 議案第 8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 17 議案第 9号 教育委員会教育長の任命について
- 18 議案第10号 教育委員会委員の任命について
- 19 会議案第1号 由仁町議会の個人情報保護に関する条例の制定に係る審査特別委員会の設置について
- 20 意見書案 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について  
第1号
- 21 議会運営委員会の閉会中の審査について

### ○出席議員（10名）

議長 10番 熊 林 和 男 君  
1番 大 畠 敏 弘 君  
3番 早 坂 寿 博 君  
5番 浮 田 孝 雄 君  
7番 平 中 利 昌 君

副議長 9番 後 藤 篤 人 君  
2番 羽 賀 直 文 君  
4番 加 藤 重 夫 君  
6番 佐 藤 英 司 君  
8番 大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	継
主		事	清	水	香	葉
					子	君

◎開会 午前 9時31分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和4年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 平中君、8番 大竹君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月8日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として令和3年度決算認定議案2件、専決処分した事件の報告1件、条例の一部改正案2件、令和4年度各会計補正予算案6件、人事案2件、計13件であります。議会提出案件として会議案1件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、計3件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、報告第1号並びに議案第1号から第10号については単独上程といたします。認定第1号、第2号は一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査といたします。一般質問については本日1日目、12日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、12日は日程第1から日程第16まで、2日目、16日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月12日から16日までの5日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの5日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和4年度5月分、6月分、7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和3年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度由仁町健全化判断比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の令和3年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、5の令和3年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和3年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和4年第2回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、マイナンバーカードの申請状況についてであります。マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全、確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールであり、健康保険証としての利用や自身の薬剤情報、特定健診情報などの閲覧、公金受取口座の登録、新型コロナワクチン接種証明書の取得など、その利活用シーンは拡大しているところであります。申請状況についてであります。全国における9月1日現在の申請件数は6,418万8,679件、申請率は51.0%、北海道においては8月28日現在で277万4,000件、申請率は53.5%となっております。当町における申請状況は、8月28日現在で2,436件、50.0%となっており、申請率を比較しますと全国、全道平均をやや下回っております。また、国におきましては今年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目的としており、最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント事業を核とした普及促進策に取り組んでいるところであります。さらに、普及状況が思わしくない自治体に対しては総務省が直接重点的フォローアップ対象団体として指定し、普及の後押しをしているところでもあります。

当町の普及促進の取組であります。役場での夜間、休日受付窓口のほか、健康元気づくり館、三川会館及び川端老人福祉センターで出張申請窓口を定期的に開設しており、また受診日に合わせた由仁町立診療所での手続も受け付けているところであります。さらに、確定申告やひまわり健診、夏祭り会場などでの臨時申請窓口も設置しており、今後は町内の事業所や自治区、団体を訪問する取組も進めることとしております。現時点では、詳細は不明であります。総務省は自治体ごとのマイナンバーカードの普及状況に応じて来年度以降の地方交付税に差をつける方針を示しております。町といたしましては、町民の利便性の向上のみならず、今後の財政運営の面からも引き続きマイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいります。

次に、第2点目は新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、本年5月に4回目接種を行うこととされたところであり、6月22日から60歳以上の医療従事者や高齢者施設入所者あるいは従事者への先行接種を開始したところであります。その後、7月9日からは60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に集団接種を開始し、初回接種や追加接種を希望する方、また7月22日から新たに接種の対象となった医療従事者や高齢者施設等の従事者の接種を進め、8月28日に集団接種を終えたところであります。

次に、これまでのワクチンの接種状況であります。4回目の接種者は2,091人、そのうち60歳以上が1,965人で79.5%の方が、3回目の追加接種は3,948人で86.7%、これは1月1日付の総人口に対する割合は81.1%の方が、さらに5歳から11歳までの小児に対する接種につきましては、対象となる子供と保護者の意向を反映しながら103人、45.8%の方が2回目の接種を終えたところであります。また、

新聞などで報道されておりますオミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種につきましては、国において接種対象者や開始時期、接種間隔等について審議されておりますので、こうした国の動向を注視しながら、皆さんが適切に接種できるよう準備を進めることとしております。先ほど申し上げましたとおり、集団接種は先月28日をもって終了し、意向調査で接種を希望する方につきましては、ほぼ接種を完了したところでありますが、今後も接種を希望する皆さんが全て接種することができるよう、個別の接種の機会を確保し、町内医療機関で接種できる体制を継続してまいります。

3点目は、主な農作物の生育状況についてであります。今年は、冬季の積雪が多かったものの、春先は好天に恵まれたため融雪が進み、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。水稻につきましては、おおむね高温多照、気温が高く、日照時間が大変多かったことから、このことによりまして生育が順調に進み、農林水産省が公表しました8月15日現在の作況は北海道で平年並みと見込まれております。畑作物につきましては、7月上旬及び8月上旬から中旬にかけての大雨の影響から、収穫作業の停滞が見られる作物があるものの、おおむね順調に進んでいるところであります。空知農業改良普及センター空知南東部支所によります9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと、水稻につきましては生育は平年より1日早く進み、穂数、稲穂の数であります。稲穂の数は平年並みとなっております。また、由仁町米麦改良協会が8月30日に行った稔実調査では、作付品種などにより若干の差がありますが、総もみ数は平年を9%上回る1平方メートル当たり3万4,050粒、粒は粒であります。3万4,050粒、不稔割合は平年を上回る11.7%、稔実もみ数は平年を5%上回る2万9,985粒となっております。秋まき小麦につきましては、生育は順調に進んだものの、収穫時期も雨の影響によりまして収穫作業が遅れ、結果として平年並みに終了しております。そらち南農業協同組合によりますと、製品単収は平年を下回る7.8俵となり、品質については全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましても製品単収は平年を下回る5.1俵、品質につきましては全量1等となる見込みであります。食用バレイショにつきましては、生育期間中の気温が比較的低温で推移し、収穫時期の雨の影響から病気、腐敗の発生が多く、総収量は平年を下回る見込みであります。種バレイショにつきましては、球数が多く、また規格内正品の割合が多くなっており、総収量は平年を大きく上回る見込みであります。なお、共選開始は食用バレイショで8月1日から、種バレイショで10月1日からの予定となっております。てん菜につきましては、周期的な降雨の影響で葉数、葉っぱの数ですが、葉数は平年並みであるものの、草丈、根周、根の大きさのことであります。根周、根の大きさは平年をやや上回っており、生育も順調に進んでおります。大豆につきましては、草丈はほぼ平年並みであるものの、着莢、さやのつき方、着莢数や子実の肥大もよく、特に大粒品種、大きな粒の品種の大豆のことでありますが、大粒品種のとよまどかの生育は平年より6日早く進んでおります。タマネギにつきましては、春先の干ばつ、強風により生育が停滞し、収量は平年をやや下回る見込みであります。なお、7月下旬から収穫作業が始まり、作業は終盤を迎えております。間もなく水稻の収穫作業も本格的に始まります。豊作基調であるものの、農作物の価格推移が懸念されているところでありますが、今後とも好天が続き、

いずれの農作物についても収穫が順調に終わることを願っているところであります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。土木事業の三川本通り線道路改築工事と古山第2墓地線道路改築工事は、いずれも8月24日に着工し、現在工事の準備中で本年12月20日に完成の予定となっております。

第5点目は、由仁町立診療所の新型コロナウイルスの発生についてであります。8月3日夜、医師2名が新型コロナウイルスに感染していることが判明し、診療所の入院患者、介護老人保健施設の入所者、全職員についてPCR検査を行ったところ、さらに研修医を含む医師2名、看護師2名、事務職1名、介護老人保健施設職員2名、入院患者1名、入所者1名の合計11名の感染が確認されまして、クラスター、いわゆる感染集団となったところであります。医師全員が感染したため、外来診療、救急の受入れ、訪問診療などを休止することといたしました。11名の感染者の療養期間を終了し、8月15日から徐々に診療機能を再開したところ、8月16日に入院患者1名の感染が判明、18日にはさらに入院患者1名と看護師2名の感染が判明したところであります。このことによりまして、感染拡大のおそれから、入院につきましては再び受入れを休止したところであります。入院患者の容体は、早期の治療により幸いにも重症化することなく経過したところであります。8月29日には、入院患者、職員の療養期間を終えまして、クラスター、感染集団は全て終息し、全ての診療機能を再開したところであります。町民の皆さんには、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしました。職員一丸となり、今後もなお一層の感染対策に努めてまいります。

行政報告は以上5点であります。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和4年第2回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告いたします。

令和4年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力テストとも言われておりますこの調査は、去る4月19日に全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象として一斉に実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。小学校は国語、算数、理科、中学校は国語、数学、理科の各3教科を調査するほか、生活習慣や学習環境に関して調査を行っております。また、理科については4年ぶりに実施されたところであります。その調査結果についてであります。まず北海道の平均正答率につきまして、小学校の理科、中学校の国語と理科で全国平均とほぼ差はなかったものの、小学校

では国語と算数、中学校で数学について全国平均を僅かに下回っております。

次に、当町の調査結果についてであります。小学校につきましては国語で6.6ポイント、算数で4.2ポイント全国平均を下回る結果となっておりますが、理科につきましては2.7ポイント上回る結果となっております。中学校につきましては、国語が3ポイント、数学は1.4ポイント、理科については3.3ポイントといずれも全国平均を下回っております。教育委員会といたしましては、既に各学校に対して調査結果の分析を進めるよう指示をするとともに、分析結果に基づいた実効性の高い取組を進め、学力向上に向けた改善策を講じていただくよう指導しているところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。  
一般質問においては、3名の議員から通告されております。  
順次発言を許します。  
最初の質問者、佐藤君の発言を許します。  
佐藤君

○6番（佐藤英司君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

認知症対策について。我が国では、高齢化の急速な発展により、2025年度には団塊の世代の多くが後期高齢者に突入し、認知症患者も700万人になるという推計があります。当町においても例外なく少子高齢化が進み、高齢者の増加に比例して認知症患者も増加するのではないかと危惧しているところであります。高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができ、家族も安心して社会生活を営むためには認知症に対して理解を深め、予防するための取組が大変重要だと考えます。

そこで、町で把握している認知症患者数とこれまでの傾向について。

また、町では認知症の発症予防についてどのような取組を行っているか。

以上の点について、どのように考えているか町長にお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の認知症対策についてのご質問にお答えをいたします。

2025年問題、いわゆる団塊の世代の全ての人が高齢者となり、国民の4人に1

人が75歳以上という超高齢化社会が到来し、年金や医療、福祉などを合わせた社会保障給付費が一気に増大するなど様々な分野に影響を与えると予測されております。さらに、労働力不足の加速や認知症患者の増加、老老介護あるいは孤独死、孤立死といった問題も増え、社会生活に活気が失われるなど、特に認知症への対策が社会的な課題になると考えられております。

厚生労働省は、認知症の方の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる、そんな社会の実現を目指すために平成27年1月27日に認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定しております。議員ご指摘のとおり、この新オレンジプランにおきましては我が国の認知症高齢者の数が令和7年には700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると、そういった推計を公表したところであります。

さて、当町の認知症の方のその数につきましては、令和4年3月31日現在で256人、平成28年3月末では251人と6年間で5人の増加、増加しておりますが、おおむね横ばいとなっております。

認知症は、誰もがなり得る脳の病気であり、現在の医学では完全に予防することはできませんが、研究が進むにつれて認知症になりにくい生活習慣や食生活などが明らかになってきております。一般的に発症を予防するためには、食事に気をつけること、適度な運動を行うこと、社会的な活動に参加することと言われております。特に生活習慣病によって認知症の発症リスクが高まると言われていることから、当町では40歳以上の方を対象に健診の受診勧奨を積極的に行っているところであります。また、歯周病の治療や予防によって認知症の発症や進行を遅らせる仕組みが明らかになってきたことから、新たに昨年度から成人歯科健診、いわゆる口腔ケアを開始したところでもあります。その他の取組といたしましては、平成22年度から高齢者の介護予防に運動を取り入れたげんき塾を社会福祉協議会へ委託し、実施しているところであります。さらに、認知症の方やその家族など地域住民が集まってお茶を飲みながら交流を行う場である認知症カフェは町内2か所、高齢者が集う地域サロンは町内3か所で開設しているところでもあります。

当町では、既に高齢化率は40%を超えているものの、高齢者人口が減少し始めるなど国が想定していた2025年より早くご指摘の高齢化に関わる問題が既に始まっております。このような状況におきまして認知症患者の数が抑制できているのは、これまでの取組による成果であるものと認識をしております。今後も認知症の発症予防に対する取組を進めるとともに、高齢者一人一人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 今、町長がおっしゃったのですけれども、今は二百五十何人もの認知症がおられるということで、ちょっとびっくりしたのですけれども、認知症というのは要するに老いに伴って、いろんな原因で脳の細胞が死に、また働きが悪くなることによって記憶、判断力の障害が起こり、意識障害はないものの、社会生活や対人関係に支障が

出ている状態を言います。

私も実際問題あったのでございますけれども、意識障害、記憶障害、言っては悪いですが、自分の排せつ物を壁に塗って、その辺はもうにおいも何もならない。まして、そういう状態だとか、あるいは徘徊、もう徘徊する人がいる。それから、要らないものをどんどん買う。同じものをどんどん買って、その計画性も何もない。要するに、昔で言うぼけなのです。それが今こういう時代だから、薬がいろいろ出て、今大分皆さんが生存率とかが高くなってきた。高くなれば高くなるほど、この認知症というのは、人が増える要素になっています。

それで、さっき町長がおっしゃったのですけれども、高齢化率、どのようになっているかということでございますけれども、今由仁町は約4,834人、8月現在で。ゼロから20歳までが571人、20歳から40歳までが649人、40歳から65歳までが1,539人、65歳から80歳までが1,263人、驚くなかれ、80歳から106歳まで811人、まさに高齢化なのです。由仁町で人口の最高齢は106歳、女性です。町長がおっしゃったように、まさに高齢化なのです。

それで、ちょっと聞きたいのですけれども、町長が就任して以来、認知症サポーターの養成を積極的に行い、町職員、それから我々議会議員、児童、生徒、これまで多くの町民が受講して目印となるオレンジリングをもらっていますが、認知症サポーターの数は今現在何人おられるか。また、認知症サポーターのフォローアップあるいはステップアップの考えはあるか。ちょっと再度お聞きしたいのですけれども。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーターに関する答えということでもよろしいでしょうか。認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識と理解を持ちまして、地域や職域で認知症の方やその家族に対してできる限りの範囲で手助けをする方のことを言います。その認知症サポーターは、およそ90分の養成講座を受講するだけで誰でもなることができるものであり、直接的に認知症の方に対しまして介護などの行為を求めるものではございません。

厚生労働省では、平成17年からですが、認知症を知り、地域をつくるキャンペーンを認知症サポーターキャラバンと名づけまして、認知症サポーターの養成を開始いたしました。さらに、平成27年には新オレンジプランの具体的な施策として認知症の方への理解を深めるための普及、啓発の推進を打ち立てまして、認知症サポーターの養成目標を平成29年度末に800万人と掲げたところであります。恐らく佐藤議員も受講されたのではないかと存じますが、その結果、令和4年3月末現在で全国では1,381万人の養成を行いまして、受講者に対しましてはそのあかしであります、私もつけておりますが、このオレンジリングと呼ばれるオレンジ色のリストバンドが配付されております。

当町におきましても認知症キャラバンメイトと呼ばれる認知症サポーター養成講座の講師であります認知症サポーターを養成する講師を7名養成いたしまして、平成22年9月から認知症サポーター養成講座を開始したところであります。議員の皆さんをはじめ、自

治区、老人会、民間団体やボランティア団体など様々な団体に対して養成を進め、特に町の職員に対しましては認知症の方への窓口対応あるいはご家族に対する対応を適切に行うために、積極的に受講を進めたところであります。現在では、由仁町全体で916名が認知症サポーターの養成を受講しておりまして、令和2年度からは新たに小学生や中学生を受講対象に加えまして、これまで120名の児童生徒がこの認知症サポーターになったところであります。

議員のご質問にありました認知症サポーターへのフォローアップ、ステップアップでございますが、当町ではまずは新規のサポーター養成を優先いたしまして、受講後のフォローアップ研修などは行っておりません。初回に受講された方につきましては、既に10年以上が経過していることから、再度認知症に対する理解度や知識の定着を図るフォローアップを目的とした研修機会の提供について、これを検討してまいります。また、グループワークや座学を通じて認知症の人との交流や手助けをするための対応スキルなどの習得を目指すステップアップ研修につきましても認知症の方あるいは家族、認知症サポーターからの声などを聞きながら必要な時期に取り組むことができるよう準備を進めてまいります。現在そのように考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 今は九百十何人のサポーターでリングをもらって、それに子供たちがみんなもらっていますよと。それはいいのですけれども、その後のサポーター、私がさっきから何回も言っているけれども、私の友人が、フェイスブックの中に友達がいるのですけれども、その人が私に今こういうふうにサポータークラブをつくったよと、つくっただけでは駄目だよと。今言うように、町長がおっしゃっているように予防サロン、認知症のあれもつくったよと。私は後でまた、これもひどく長くなる話だから、ここでやめますけれども、つくっただけでは駄目なのです。だから、もう少し有効活用して、せっかく議員の皆さんも持っていますよと。リングだけ持っていたってどうにもならない。だから、それをこれから有効活用して、町長、約束してください。それをもっともっとフォローアップして、今言う勉強会ありますよと。この人たち、一生懸命リングを取って、10年たったら、私ならリングよりも先にヘルプカードを持って歩かなければならぬ時代になるのだよ、町長。だから、そういう前にそういうことでしっかりと、とりわけ認知症になったら、町長、御存じだと思っただけけれども、介護をするほうも本人も介護は大変なのです。ですから、そういう面をしっかりと含んで、もう後は発症予防に、とにかく予防は予防に町長にお願いをして私の質問を終わります。町長、何かございますか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご指摘をしっかりと受け止めまして、サポーターのフォローアップ講習等を着実に進めていくように準備してまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、早坂君の発言を許します。

早坂君

○3番（早坂寿博君） 私は、町立診療所のコロナウイルス対策についてご質問をいたします。

由仁町における診療の拠点である町立診療所において8月に複数の医療関係者や入院患者が新型コロナウイルスに感染し、クラスターとなってしまったことは町民誰もが認識しております。その後、数日のうちに休診が解除され、再診しておりますが、今後診療や訪問医療に対するコロナ対策について、町民の安全、安心を守るためにどのような対策を持って診療を行っていくのか、町長の考えを伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員の町立診療所のコロナウイルス対策についてご質問にお答えをいたします。

町内で唯一の病床を持つ由仁町立診療所は、外来、入院、訪問診療と町民の医療の拠点として重要な役割を担っております。町民に安心と信頼の医療を提供できるよう、日頃から十分に感染対策に配慮し、診療を行ってまいりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症によるクラスターとなった経過につきましては、先ほどの行政報告においてご説明したとおりであります。

議員からは、その対策についてのご質問ですが、まずはウイルスを院内に持ち込まないこと、そして感染の兆候を見逃さず、感染拡大を防止することです。外からウイルスが持ち込まれること、ウイルスが侵入することを予防するため、これまでも新たに入院する患者につきましてはPCR検査を行い、結果が出るまでは感染症と同様の対応をしているところであります。

次に、外来診療につきましては、発熱などの風邪の症状がある方につきましては院内に入らず、一般外来と時間を分けて診療を行います。発熱外来をまずは受診していただき、対応する職員も十分な感染対策を行っているところであります。そのほか、職員自身が感染者となり、院内での感染を拡大させることがないように、職員の健康確認が重要でありますので、毎日の出勤前の検温をはじめ、僅かな症状でも迅速に検査を行うよう徹底し、感染拡大を最小限に抑えるよう努めているところであります。訪問診療につきましては、対象となる患者の日頃の体調をデイサービスやヘルパー、訪問看護師等の多職種と情報を共有し、必要に応じ往診で検査を実施するなどの対応を行っております。

無症状、感染経路が不明である感染者が多数発生している現状におきましては、マスクやフェイスシールドの装着、手洗い、そして手や指の消毒、換気など標準的な対策を継続

するとともに、院内へのウイルスの持ち込みに十分注意を払い、町民の皆さんが安心して医療を受けることができるよう、今後も一層対策に努めてまいります。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） なぜ私が今回の一般質問にこの診療所のコロナ対策を挙げたかという、8月の中下旬に私の自治区で清掃活動がありました。そのときに80歳台の女性の方から、町議、診療所、コロナになったのだけれども、今はもう行っても大丈夫ですかねと聞かれたのです。そのときに私の答えは、コロナはもう落ち着いたから、あとは対策もちゃんと整っているので、今診療所に行ってもコロナはうつりませんよと。だから、安心して診療所に通ってくださいとお伝えしたのです。先ほど町長の行政報告の5点目の中に、一応由仁町は8月の3日から8月の14日までですか、第1回目の。それが終わってから、8月15日から再診を開始しているわけなのですが、私も勉強不足で後半のほうの8月の16日に患者がまた新たに4名ですか、増えたということを知りませんでした。これを知らないで私もそのおばあちゃんに安心して行ってくださいと伝えたのですけれども、きっともおばあちゃんは診療所に行かれて診察を受けたと思うのですけれども。

もう1つ、この前、3日、4日ほど前に新聞報道で月形の町立病院がクラスターを起こして、約47名の方が感染したと書かれておりました。その中の一角に、この空知管内でも月形ですとか、市立病院ですとか、あと由仁町も診療所は8月の4日から14日まで外来を休止しましたという記事が流れています。それで、月形の対策といたしまして、写真も載っていたのですけれども、カーテンを引いて外来患者の皆さんが人と接触しないような形の中で診療をこれから続けますと。また、医療器具を載せたトレイなども1回1回来たときに消毒して、また患者さんも、また職員の皆さんも消毒を徹底して行っているという記事が載っていました。

そこで、私もちょっと調べてみたのですけれども、医療施設に関するコロナ対策の感染対策については、これは皆さんご承知かと思うのですけれども、正しいマスク着用について、施設内で掲示等を行い、周知するとともに、せきエチケットについて徹底すると。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、患者、職員のみならず、職員と接触する可能性がある全ての来院者に対してもマスク着用を含むせきエチケットや手洗い、アルコール消毒等の対策を徹底するという一文もありました。

また、これは新型コロナウイルスの感染症対策の医療機関向けのガイドラインは、同じことなのですから、正しいマスク着用及びせきエチケットの徹底、大声を出さないことの徹底、手洗い、手指消毒の徹底、消毒の徹底、換気の徹底などがうたわれております。まずは、初歩的な感染対策なのですから、初心に戻って、このような5点あるのですけれども、対策を行っていくのが一番ではないかという文章も書かれてありました。

今日、小学生の皆さんが来られておりますが、小学生の皆さんは病院に行くとなると、やはり注射とか、お医者さんに診られるのが嫌だということで嫌う傾向があるのですけれども、高齢者の方になればなるほど病院は憩いの場と私は考えております。なぜかという

と、病院へ行ってお医者さんと話をする、看護師さんと話をする、また同じ来院者の方々と話をする。そういった感じの中で、由仁診療所は高齢者にとって憩いの場ではないかなと私は思っています。今後このような診療所において二度とクラスターの出ないような対策を練っていただいて、町民の安心、安全を守っていただきたいと思います。もう一度町長のお考えをお願いいたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員の再質問にお答えをいたします。

大変貴重な意見、ご質問をいただきました。ご質問の中にありました、いわゆる示されているガイドラインに基づく感染対策につきましては、結果的にクラスターになってしまったので、反論の余地はないのでありますが、それらガイドラインに基づく感染症対策は全て実行をしまっていました。しかしながら、結果的にクラスターということで診療を中止せざるを得なかったところでもあります。おわびを申し上げなければならないと思っていますところでもあります。しかしながら、それは弁解ではないのかと言われてしまうのでありますが、ウイルスはどこから入ってくるか分からないものであります。うちの診療所につきましては、感染が疑われる外来患者等あるいは訪問、入院患者に対するお見舞い等も全て動線を別にして対応をしておりますので、そう考えますと感染するはずがないというふうに私は素人なりに考えていたのでありますが、ウイルスはどこから入ってくるのか分からないということでもあります。これは、もうガイドラインに基づくことは当然であります。これまで同様、手を抜かず、気持ちも緩めないで、ここしばらくは感染対策を徹底して進めていかなければならないと考えているところでもあります。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 私の母親も町内にある施設に入所しているのですけれども、早いうちから電話がありまして、感染が拡大しているため、施設内には立ち寄らないでくれという電話をいただきました。向こうの施設の職員にしてみれば、きつい言い方かもしれませんが、コロナ感染を防ぐためにはそのぐらいの対応が一番なのかなと思っています。また、診療所も入院患者、また施設利用患者の方がおられます。その方々には、皆さん家族がおられると思います。でも、この期間中、きつともって面会はさせてくれないとは思っているのですけれども、そこら辺を徹底していただいて、今後感染の出ないような診療所づくり、経営していただきたいと思います。

このような質問をしていますけれども、私もこの第3回定例会が終わった次の日から感

染するかもしれません。このとき、また皆さん、早坂はああいう質問をしておきながら自分でかかったぞと皆さん思うかもしれませんが、私も一個人として感染にかからぬよう徹底していきたいと思いますので、皆さんで協力しながら今後由仁町発展のために頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員から大変貴重なご意見をいただきました。せっかくご質問をいただきましたので、町民の皆さんにも診療所の診療機能を停止しておりましたので、そのことについてだけちょっとこの場をおかりいたしましてご報告をさせていただきたいのでありますが、外来診療だとか訪問診療だとか、ドクターが感染したものですから中止をいたしました。住民の方への医療サービスの提供が困難になったということですが、最悪の場合は、幸いうちでは往診が必要な患者さんは発生はしませんでした。もし発生した場合には在宅療養支援診療所としまして連携型の届出を行っているものですから、うちの町立診療所と同じような医療サービスを提供する診療所、病院から医師の派遣を受けるような体制になっておりますこと、もう一つはこれは新聞で御覧になったと思いますが、月形町のように看護師が感染した場合、こういった場合は月形と同様に北海道に看護師の派遣要請を行いまして医療サービスが提供できるような、そういう体制をいつでも取れる、そういった準備を常に実施しているところであります。私も早々と感染いたしましたので、町民の皆さんには十分感染対策を気持ちを緩めず進めていっていただきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○4番（加藤重夫君） 児童生徒の学力向上に向けた取組について教育長にお伺いします。

毎年度全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストが一斉に実施されています。当町の調査結果については、毎年度第3回定例会において教育長から教育行政報告がされていますが、平成29年度、平成30年度には中学校で全道、全国平均を上回る科目があるものの、令和3年度、令和4年度は小中学校ともに全国、全道平均を多くの科目で下回る結果となっております。その年度において差はあるものの、総じて近年の当町の全国学力テストの平均正答率は全国、全道平均と比較すると低い状況であると認識しているところであります。子供たちの学力をこのテ

スト結果だけで判断することはできませんが、重要なツールの一つになっていることは間違いありません。教育委員会は、調査結果の分析を実施し、分析結果に基づいた実効性の高い取組を進め、学力向上に向けた改善策を講じるよう学校に対し指導すると教育長が述べています。その実効性のある学力向上のための改善策は、どのようなことを行ったのか、効果が出る兆しはあるのか、今後学力向上をどのように進めていくのか、教育長にお伺いします。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員の児童生徒の学力向上に向けた取組についてのご質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストについては、当町の児童生徒の学力が全道、全国と比較する貴重な機会であると考えており、ご質問の中でも触れられておりましたが、当町の近年における全国学力テストの正答率は全国、全道平均と比較すると低い傾向にあり、学習面での課題の一つであると認識しております。

また、全国学力テストは小学校6年生と中学校3年生を対象としておりますが、調査を行っていない学年を含めた全体の学力実態の把握や課題の抽出は学びを深めていく上で大事な取組と考えております。

そこで、当町といたしましては、主要教科を中心にN R T標準学力検査を小学校2年生以上の学年で実施をし、全国学力テストの結果と合わせて全体的な実態を把握し、小中学校教職員で組織する由仁町学力向上委員会において児童生徒の各学年、教科ごとの課題や改善策を示しており、学力の改善に向けた取組を進めているところであります。

一方で、この取組に対する効果ではありますが、単に全国学力テストの平均正答率だけが効果の測定として本筋ではないと考えており、各学年で細かく標準学力検査の結果を分析し、課題がある学習内容を指導していることから、おおむね効果は出ているものと考えておりますが、今後も児童生徒に対する学力の底上げは学力テストの結果を問わず、必要な対策であると考えております。

コロナ禍で実施できないこともありますが、放課後学習や長期休業期間中の学習など継続的に学校で行っており、今後も学習指導や学力向上委員会での取組が学校現場での教職員の指導力を深め、児童生徒の基礎学力の改善と向上を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） いろいろな取組がされていることと思います。由仁町の教育環境が大きく変化していることと思います。当町においても国が推し進めるG I G Aスクールネットワークの構想によりまして、児童生徒1人1台の端末の整備によるI C T等を活用した個別、最適な学びと郷土的な学びの実現とかA L Tの配置、教職員の指導力向上に必要な校内外における研修機会の確保、自主的な研修の支援など様々な施策を講じているところでございます。

また、当町はほとんどの学級が30人前後の少人数学級を満たしていると。教育環境の充実が図られていると思っております。このような施策により教職員の意思や児童生徒の学習意欲の向上、そして学習習慣の定着が図られているのか最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思いますが、教育長、答弁よろしく申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） まず、教育環境の変化についてでありますけれども、GIGAスクールネットワーク構想によりまして1人1台の端末が整備されております。これまで黒板の板書が中心であったものがタブレットのディスプレイと併用している姿で授業をしているというのが当たり前の姿になっております。私たちの日常生活と同じように新しい時代の教育現場においてICT化は今後ともどんどん進んでいくものというふうに考えております。この変化について、教職員においても大きなものと捉えられておりまして、当町においてはGIGAスクールサポーターを設置しておりまして、専門的知識を生かして教職員は自ら研さんに努めております。また、一方で人としてのつながりも重要なものと考えておりまして、従来から小学校、中学校でALT、外国語指導助手を配置しておりまして、生きた英語を届けております。ただ、外国人が英語を教えるということは発音だけではなくて、外国人と触れ合うこと、コミュニケーション能力を養うことに重要な機会になっているというふうに考えております。このほか教職員定数の加配措置を使いまして、中学校の数学で習熟度別に授業を行っております。数学という教科は、特に一歩つまずいてしまうと、その先に行けないということがありますので、基礎的な部分と応用的な部分を分けて教えるというような取組もやっております。

それと、学習習慣についてでありますけれども、全国学力テストの中で児童生徒質問紙調査というのがありますけれども、特に中学校では家庭学習が中心になるというふうに考えておりますけれども、家庭学習の時間が少ないという結果も全国と全道と比較しても当町においては低くないというふうに結果が出ておりまして、それに向けては家庭に対する指導、お願い、家庭での学習環境の習慣化に向けまして、各学校で保護者会だとか、懇談会や面談を通じて家庭への指導を呼びかけているところであります。

最後になりますけれども、教育環境は、現場環境は、ICT化によりまして大きく変わっております。学校での授業あるいは家庭学習にかかわらず、デジタル機器の活用だとか、直接人が携わる部分のメリットの両面で生かしながら教職員の意識改革、児童生徒の意識、学習意欲の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） デジタル化は、今後ともますます進んでいくと思っております。子供たちに対する教育環境の整備は重要であると思っております。また、学力の向上は本人にとって一生役立つ教養であるとも考えております。成長過程における重要な時期でありますので、これからの社会を生き抜くための基礎的な知識の習得に加えて、資質と能力

の育成に努めていただくことを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時01分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 認定第1号及び日程第7 認定第2号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 令和3年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 令和3年度由仁町水道事業会計決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 令和3年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度由仁町水道事業会計決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されております。

監査委員から補充説明があれば発言を願います。

吉田君

○代表監査委員（吉田弘幸君） ただいま議長より令和3年度各会計決算に係る審査意見の報告の許しがありましたので、報告させていただきます。

審査の概要につきましては、令和4年8月24、25日の2日間の日程により私と議会選出の加藤監査委員で決算審査を実施しました。審査に当たり、1、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。2、書類等の整理、保存が適正に行われているか。3、不用額、不納欠損額が適正に処理されているか。4、各課交際費、職員の残業管理、公用車の安全管理等が適正に処理、管理が行われているか。5、災害備蓄品の現況、確認などを中心に審査を実施したところであります。

決算審査の結果、計数処理等に誤りは認められず、適正かつ正確に処理されていることを確認したところであります。詳細につきましては、由仁町各会計決算に関わる審査意見書、報告書のとおりであります。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号及び認定第2号の取扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く8名とし、これに付託することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、8名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長(泉 陵平君) 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、2番、羽賀直文議員、3番、早坂寿博議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、平中利昌議員、8番、大竹登議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時21分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号及び認定第2号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

#### ◎日程第8 報告第1号

○議長(熊林和男君) 日程第8、報告第1号 専決処分した事件の報告について(公営住宅中央団地建設工事契約金額の変更について)を議題といたします。

町長から内容の報告を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 報告第1号、由仁町公営住宅中央団地建設工事の契約金額の変更を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの契約金額変更は、由仁町議会第2回臨時会におきまして議決をいただきました由仁町公営住宅中央団地建設工事の契約金額を変更する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号の報告は終わります。

◎日程第9 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第1号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本年4月に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、公職選挙法施行令に規定する公営単価の見直しが行われたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第1号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたし

ます。

このたびの改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右側が現行の条例、左欄が改正案となっております。

改正は3点あります。1ページを御覧ください。1点目は、第4条第1項第2号アに規定する選挙運動用自動車について、支払うべき金額の上限を1万5,800円から1万6,100円に改正しようとするものであります。

2ページを御覧ください。2点目は、第8条で規定する選挙運動用ビラの1枚当たりの単価の上限額を7円51銭から7円73銭に改正しようとするものであります。

3点目は、第11条で規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を525円6銭から541円31銭に改正し、加算額の上限についても6万2,100円から6万3,250円に改正をしようとするものであります。

3ページを御覧ください。附則であります。第1項、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項、この条例による改正後の由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものです。

申し訳ございません。説明が漏れました。議案第1号資料、1ページを御覧ください。第4条第2号イの選挙運動用自動車に供給した燃料の代金の単価7,564円を7,700円に改正するものであります。こちらの説明が漏れておりました。申し訳ございません。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本年10月に人事院規則の一部を改正する人事院規則が施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業取得要件などを緩和するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(河合高弘君) 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、人事院規則の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、非常勤職員の育児休業などについて、取得緩和のため必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

なお、このたびの改正は国の制度改正に伴い、関係する条例の改正を行うものでありますが、合わせて文言などの整理もさせていただいております。

なお、説明につきましては、主な改正についてのみさせていただくこととし、文言整理などについては割愛をさせていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第2条の改正ですが、こちらは非常勤職員に係る育児休業取得要件を緩和する規定を定めたものであり、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項で規定をしている条例で定める職員を規定したものであります。

第4号ア、イの規定において、取得要件の緩和を図る改正をしようとするものであります。

2ページをお開きください。続きまして、第2条の3の規定は、育児休業の開始日の範

困を拡大したものであり、こちらにつきましても育児休業法第2条第1項で規定をしている条例で定める日を規定したものであります。これまでよりも柔軟に育児休業の取得を可能とするものであります。

4ページをお開きください。第2条の4の改正も育児休業法第2条第1項の条例で定める場合を規定したもので、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員に係る育児休業の開始時点を柔軟化するための規定であります。

続いて、5ページを御覧ください。第3条の改正は、育児休業法第2条第1項ただし書きに定める特別の事情を規定したものでありますが、育児休業等計画書の提出によらずに再度の育児休業ができるようになったことから、第5号の条文を削除し、新たに第6号、第7号を加えようとするものであります。

6ページを御覧ください。第3条の2は、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間は57日間とするものであります。

7ページを御覧ください。第17条の改正は、育児休業法第19条の条例で定める職員を規定したもので、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に加えて第2号に掲げる職員を追加しようとするものであります。

次の第18条の改正は、部分休業の承認を定めた規定で、8ページを御覧ください。第3項において、新たに非常勤職員に対する部分休業の承認に関する規定を定めたものであります。

第21条の改正は、妊娠または出産などについて申出があった場合、当該職員に対してその制度やその他の事項を知らせるなどの措置について新たに規定をしようとするものであります。

9ページを御覧ください。第22条は、育児休業の承認が円滑に行われるよう、勤務環境の整備に関する規定を新たに設けようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行しようとするものであります。

第2項、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第3号 令和4年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和4年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス特別対策費及び新型コロナウイルス対応地方創生臨時事業費の増額、令和3年度事業に係る国及び北海道への返還金の計上、由仁町立診療所特別会計繰出金の減額などで、歳入では地方交付税の増額、繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 歳出で1点お伺いしたい。

財産管理費、備荒資金組合に1億円の納付をしますよと。この備荒資金組合、詳しくはお話ししないほうがいいと思いますけれども、先ほど説明された中の災害とは何を指すのか、その1点だけ説明をお願いしたい。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 備荒資金組合で災害というのは有事でありまして、例えば雨、台風とかのそういう災害あるいは町に対して例えば今コロナウイルスの関係で、そういうものが蔓延して対応しなければならないとか、あとは災害復旧で道路を直さなければならない、河川を直さなければならないとか、そういうようなものを全て災害というふうに位置づけられているものであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） ということは、このお金の使い方ですけれども、普通一般会計と変わらない使い方をすると、今の説明でしたら。災害という定義があらゆるものに使えるのであれば、この1億円、備荒資金組合に納付する、または積み立てする、その意味合いというのが私には分からない。いずれこれは本会議でやります。

それで、再度お聞きしたい。今言われた災害、由仁町の場合は町民が1つの災害があつて不利をこうむると。これは、医療の面から、一般事業の面から、そういう先ほどの説明なのですけれども、再度その災害の定義、定義ですよ。備荒資金組合の定義はいい。由仁町の行政として持っていらっしゃる災害の定義、これだけ聞かせてください。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） まず、1点目の意味であります。意味は、通常今の私どもの財政調整基金に積み立てておくと、その積んだお金を使うということになります。ただし、備荒資金組合というのは普通納付金、由仁町の場合は3億円まで積めます。今回積んで約3億をちょっと切るぐらいですけれども、例えばその有事の際に災害が発生した場合においては、備荒資金に積み立てている約3億円の資金を使う。それプラス、さらにその2倍までですから、実際には6億円、これは6億円、3億円は借りることになりますけれども、資金としては6億の事業ができると。その3億については、備荒資金組合ですから、これは低利な部分でできますので。

（何事か言う声あり）

○副町長（田中利行君） まずは、それが1回目の意義ということで、そういううちの財調よりもまずは得であるということと、将来大きな災害のときにも対応できるということをまずは前提にしておりますので、ここは積めるだけ積んでおくことが将来由仁町を守るために重要であるというふうにまずは考えております。

それと、災害の意義ですけれども、どんな災害が起きるかなんて今のところ分かりません。ただ、考えられるのは地震だとか、あるいは台風だとか、いろんなことがあると思います。ただ、今言ったようにそういう財調は将来、今は少し積んでおりますけれども、これが減ってきたときと、あるいはうちも前になっておりますけれども、財政の再建団体だ

とか、そういうときになったときには、この資金も一応それも災害ということになりますので、財政が苦しくなったときもこの備荒資金組合の資金をおろすことができるということです。財調は何もなくて、ちょっと事業を見ながら、おろすことはできるけれども、少し制限のあるところにきちっと財源を積んで、そこで持っておくということも由仁町の将来のために必要だというふうに考えているところであります。

○議長（熊林和男君） よろしいですか。

○5番（浮田孝雄君） 後ほどやります。

○議長（熊林和男君） そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和4年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第4号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では国保システムに係る庁舎LAN配線工事費用及びシステム改修に係る北海道国民健康保険団体連合会への負担金の追加などで、歳入では繰越金の計上及びこれに伴う財政調整基金繰入金の減額であります。

内容につきましては、住民課長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和4年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第5号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では三川浄化センター及び川端浄化センターの機器修繕に伴う経費の追加で、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和4年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第6号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では地域支援事業費の増額及び令和3年度の介護給付費、地域支援事業に係る返還金の計上などで、歳入では地域支援事業費の増額に伴う交付金や繰入金の増額及び繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和4年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第15、議案第7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では看護師の雇用、退職に伴う人件費の整理、新型コロナウイルス感染症の増加に伴う検査手数料の追加などで、歳入では新型コロナウイルス感染症対策に対する道支出金の追加、繰越金の計上及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和4年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

- 議長（熊林和男君） 日程第16、議案第8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス感染症の発生に伴う廃棄物の処理に要する費用の追加で、歳入では新型コロナウイルス感染症発症に対応するための道支出金の追加、繰越金の計上及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 診療所事務長

- 町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和4年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原

案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。  
本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月13日から9月15日まで休会とし、9月16日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡をいたします。  
9月16日の開議時間は午前9時30分からいたしますので、時間までにご参集願います。  
ご苦労さまでした。

◎延会 午後 1時56分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

7 番議員                平 中 利 昌

8 番議員                大 竹        登